

社協だより たいない

令和4年4月号

社会福祉法人
胎内市社会福祉協議会

胎内市西本町11-11
TEL 44-8682
FAX 44-8651

第199号



関沢福祉会

日曜日に開催し
小学生も参加し賑やかに
ゲームを楽しんでいました!!



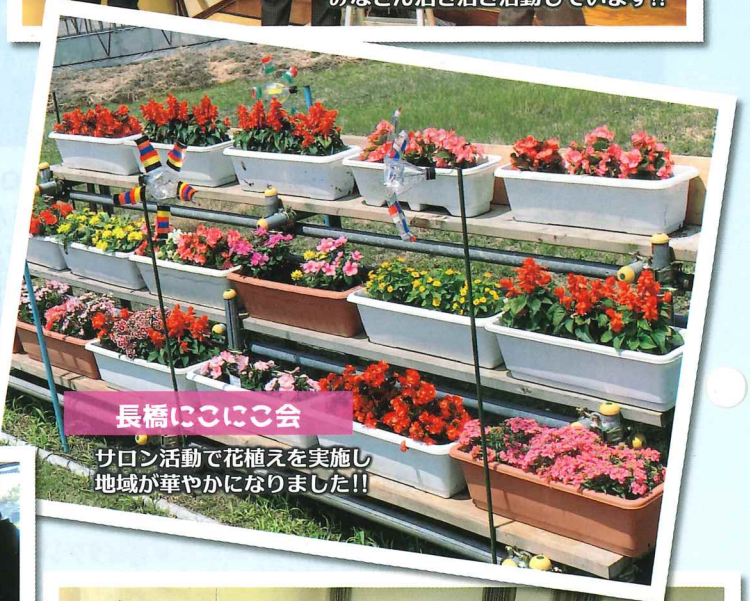
船戸元気会

伝統行事を守り続け
みなさん活き活き活動しています!!



表町駅前通りなかよし会

熱心に介護予防の体操に
取り組んでいます!!



長橋にこにこ会

サロン活動で花植えを実施し
地域が華やかになりました!!



羽黒元気会

チーム対抗ゲームでみなさん真剣です!!
応援にも熱が入ります



坂井いきいきサロンと大長谷憩いの会

「サロン交流会」を実施し
講師をお招きしてリース作りをしました!!

新年度が始まりました

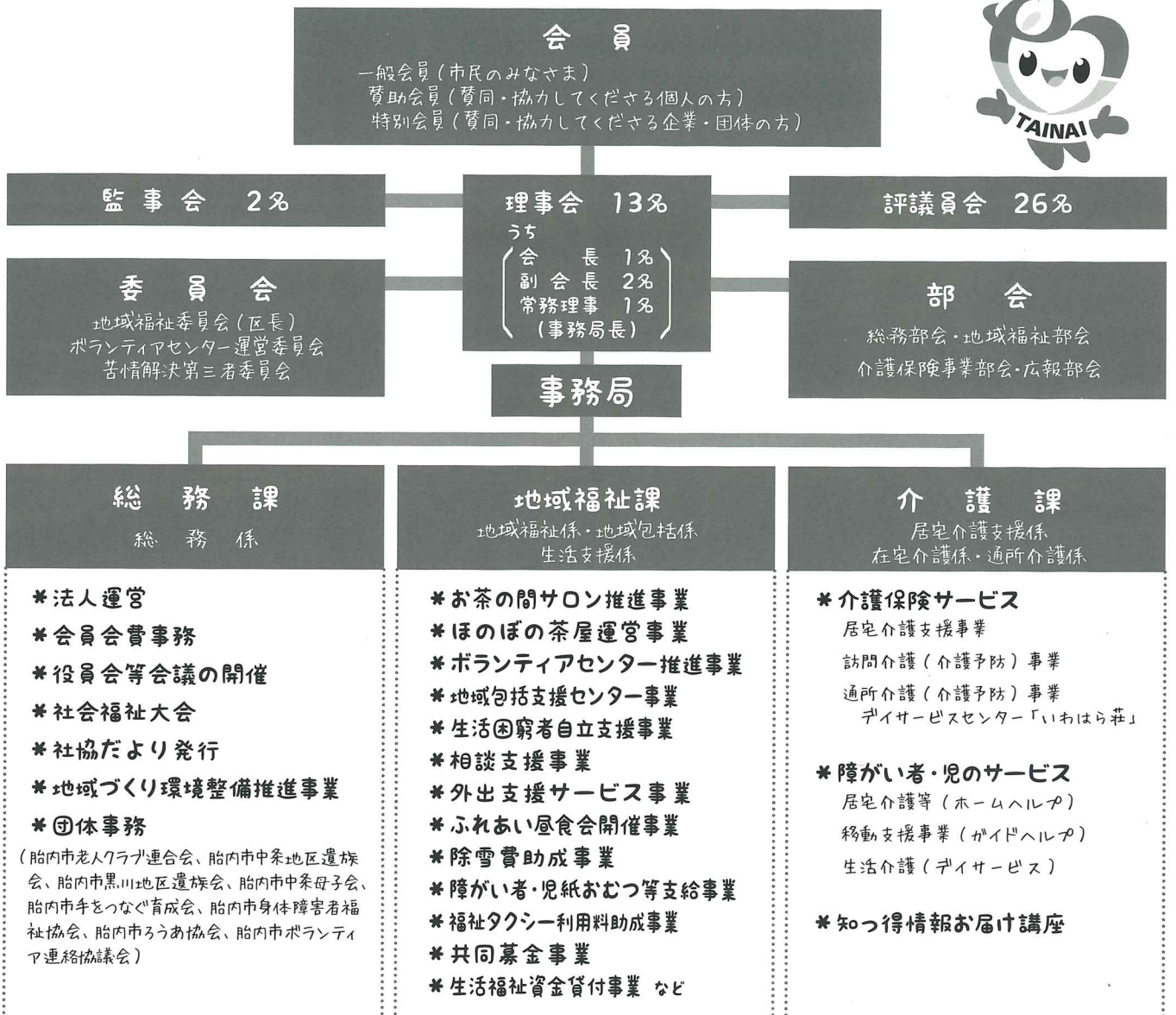
胎内市のサロンでは、新しい生活様式を取り入れ
工夫しながら地域福祉活動に取り組んでいます
支え合い活動の輪がどんどん広がっていくといいですね!!

胎内市社協の基本理念 『誰もが安心して暮らせるあったかい福祉社会の創造』

社会福祉協議会とは・・・

社会福祉法109条に基づき「地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体」です。地域のしくみづくりや福祉課題解決への取り組みを、みなさんと協力し、一緒に進めていくことが社協の役割です。

胎内市社会福祉協議会活動組織体制



胎内市社会福祉協議会の事務所（ほつとHOT・中条） ☎ 44-8682

地域包括支援センター胎内市社協（ほつとHOT・中条） ☎ 44-8687

せいかつ応援センター胎内市社協（ほつとHOT・中条） ☎ 44-1511

デイサービスセンターいわはら荘（下赤谷387-15） ☎ 47-3331

《デイサービスセンター栗木野荘休止のお知らせ》

平成4年の事業開設以来、多くの皆様からご厚情をいただき運営してまいりましたが、令和4年3月末日をもちまして休止をさせていただくこととなりました。これまで多くのご利用者様、ご支援をいただいた皆様に心より感謝を申し上げます。4月からはいわはら荘と統合し運営することとなります。皆様に満足していただけるサービスを提供できるよう職員一丸となつてがんばっていきます。これからよろしくお願ひいたします。

レクリエーション用具の貸出しをしています

- 【利用可能な方】 地域福祉活動につながる取り組みを目的としている方
(お茶の間サロン・ボランティア団体・町内会や子供会など)
- 【利用方法】 電話、または直接窓口で借用希望日の空き状況を確認してもらい、予約をする。(数に限りがあります)
- 【貸出用品】 輪投げ・ポッチャ・スカットボール
トランプ・かるた・木製ジェンガ・ホットプレート等

善意をありがとうございました。(12月25日～3月4日まで)

【氏名】	【金額・物品】
熊倉 敏様 (関 沢)	20,000円
斎藤 百合子様 (乙)	オムツ
水 澤 様 (山 王)	タオル・洗剤・石鹸 シーツ・ハンカチ
匿名	50,000円・オムツ 手袋・おしりふき
匿名	オムツ

寄付金は、社協の事業を行ううえで大きな支えとなっています。寄付金の使い道は「ボランティア活動のために…」「お茶の間サロンなど地域福祉活動のために…」「介護サービスのために…」「デイサービスのために…」など、ご希望に沿ってそれぞれの事業の財源として活用させていただきます。12月に開催いたしました胎内市社会福祉大会も寄付金をもとに開催をさせていただきました。ありがとうございました。

緊急小口資金等の特例貸付の申請期間の延長についてのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少もしくは失業した世帯に対し、生活福祉資金貸付制度(特例貸付)の相談・受付を 令和4年6月末まで延長します。

- 相談・申込受付時間 平日(月～金) 午前10時～午後3時30分
※事前に連絡いただければ時間の調整をさせていただきます。
- 申請を希望・検討の方は、来所される前にお電話をお願いします。

ほのぼの茶屋

令和4年4月予定

- 開所日 毎週月曜日・木曜日 10:00～15:00
- 通いの場 毎週水曜日・金曜日 13:30～15:00
- 筆ペン教室 20日(水曜日) 10:30～11:30

胎内市で新型コロナウイルスが発生した場合お休みすることがあります。

※新規利用希望の場合は、下記までお問い合わせください。

- 胎内市社会福祉協議会
胎内市西本町11-11 電話 44-8682 (月曜日～金曜日)
- ほのぼの茶屋
胎内市東本町2-26 電話 43-5100 (開所日に限りです)

申し込み、問い合わせは 胎内市社会福祉協議会 (ほっとHOT・中条内) TEL 44-8682 FAX 44-8651

*社協だよりは、ボランティア団体の「ひわの会」により音声訳、「ほたる」により点字訳にされています。



ボランティア活動保険等のご案内

令和3年度にご加入の「ボランティア活動保険」「ボランティア行事用保険」「ふれあいサロン保険」等は、すべて**令和4年3月31日をもって補償期間が終了**となっております。今年度の各種ボランティア保険の加入をご希望されている皆様は、下記の通り受け付けておりますのでお手続きをお願いいたします。

手続きできる窓口：胎内市ボランティアセンター 平日 8:30～17:30

住所 胎内市西本町11-11 ほととHOT・中条内 TEL 0254-44-8682

ご持参いただくもの：保険料、印鑑、団体で加入される場合には、会員名簿をご用意ください。※ボランティア行事用保険をご希望の方は日程が確認できるもの（案内チラシや回覧文書など）をご持参ください。



詳細はこちら

- その他**
- ・ご不明な点がございましたら、胎内市ボランティアセンターまでご連絡ください。
 - ・詳しい保険の内容、金額等につきましては、社協HPでもご確認いただけます。
 - ・複数の団体に所属されている方は、どこか1団体で加入していれば、複数加入する必要はありません。

【お知らせ】

ボランティア行事用保険加入のお手続きが変わりました

令和4年1月17日からゆうちょ銀行の手数料等の改正が行われ、各種行事やイベントにて加入できる**ボランティア行事用保険において、現金による振込1件につき、110円の手数料をご負担**いただくこととなります。

これまででは、保険料の支払いを社協窓口で受け付けておりましたが、**今後加入される方は、直接郵便局での払込みが必要となります。専用の払込取扱票をお渡します**ので、ご希望の方は**社協窓口へお越しください**。

ご利用の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

胎内市ボランティアスタンプ事業 やるでば！ボランティア

「ありがとうチケット」への交換はお済みですか？

スタンプは、**4月28日(木)までに**商品券「ありがとうチケット」への交換をお願いいたします。

(※5月1日以降のチケットへの交換は、令和4年度分のチケットとなります。)

また、新しいカードが必要な方は、社協窓口までお越しください。

商品券「ありがとうチケット」について

- ・スタンプ10個で市内の商店等で使用できるチケット1枚(1,000円相当)と交換出来ます。
- ・1年間に交換できる枚数は、おひとり5枚(スタンプ50個分)までとなります。

交換時必要になるもの **スタンプカード、印鑑**

※代理申請の場合、ご本人と代理人の押印が必要となります。
交換申請用紙は、社会福祉協議会にあります。

- ・**チケットの使用期限** **交換日より3ヶ月** ※使用期限を過ぎると使用不可となります。



登録に関するお問合せについて

胎内市ボランティアセンター

住所 胎内市西本町11-11 ほととHOT・中条内
TEL 0254-44-8682